

## 公告（個別事項）

新図書館等複合施設電気設備工事について一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

平成26年6月23日

高知県知事 尾崎 正直

### 第1 入札に付する事項

1. 工事名(工事番号)	新図書館等複合施設電気設備工事（債公電第26-7号）
2. 工事場所	高知県高知市追手筋二丁目1番12号
3. 工事内容	新図書館等複合施設の電気設備工事
4. 工事概要	建築主体工事（図書館、博物館及び駐車場 S造・SRC造・RC造 9階地下1階 延床面積22,797.25㎡）、屋外付帯工事及び外構工事に係る電気設備工事一式
5. 完成期限	平成28年8月15日
6. 予定価格	事後公表
7. 審査方式	入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う、事後審査方式とする。
8. 落札方式	入札前に施工計画等に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式（施工計画型）により落札決定を行う。
9. 入札手続	自主結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の代表構成員が電子入札システムに登録している電子証明書を使用して、申請及び入札を行うものとする。したがって各通知等は代表構成員が登録したメールアドレスに送付するので注意すること。
10. 低入札価格調査 ・最低制限価格	低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定。事後公表。

### 第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる共同企業体は、一般競争入札共通事項（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

1. 共同企業体の要件	<p>共同企業体の構成員は3者とし、次の要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 構成員の組合せは、代表構成員の資格要件を満たす1者、その他の構成員①の資格要件を満たす1者及びその他の構成員②の資格要件を満たす1者との組合せとする。</li> <li>2 各構成員の出資比率は当該共同企業体の出資総額の20%以上であり、かつ、代表構成員の出資比率は他の構成員と同等以上であること。</li> <li>3 代表構成員は、県外企業と県内企業の共同企業体においては、経営事項審査の電気工事の総合評定値（総合評点）が他の構成員より上位であること。</li> <li>4 この入札において、各構成員は同時に他の入札参加者の共同企業体構成員となっていないこと。</li> </ol>
-------------	---

			5 各構成員は、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する組合でないこと。
2. 代表構成員の要件	企業要件	資格等	<p>1 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定される電気工事において、平成 26 年度高知県建設工事競争入札参加資格を有する者であり、かつ、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（当該審査基準日は、申請書の提出日以前 1 年 7 月以内の日であること。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前 1 年 7 月以内の日であること。）の電気工事の総合評定値（総合評点）が 900 点以上のものであること。なお、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるので注意すること。</p> <p>2 電気工事に関して、建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。</p>
		施工実績	<p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。なお、民間工事も施工実績として認める。</p> <p>1 平成11年度以降に、元請として完成・引渡し完了したものであること。</p> <p>2 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。</p> <p>3 最終請負金額（税込み）が 2 億円以上の電気工事（建築物に係るものに限る。）であること。</p>
	配置技術者要件	資格等	<p>1 この工事に監理技術者として専任配置できる者であって、建設業法第 7 条第 1 号若しくは第 15 条第 1 号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第 7 条第 2 号若しくは第 15 条第 2 号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。</p> <p>2 この公告の日以前に代表構成員に採用され、申請時に引き続き 3 ヶ月以上雇用されている者であること。</p> <p>3 1 級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であって、電気工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p>
		従事実績	<p>企業要件の施工実績に掲げる要件を満たす工事への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態は問わない。</p> <p>なお、従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限るものとし、その従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。</p>
3. その他の構成員①の要件	企業要件	資格等	<p>高知県内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者で、建設業法第 2 条第 1 項に規定される電気工事について平成 26 年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、平成 26 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における電気工事の格付が A 等級であること。</p>

	配置技術者要件	資格等	<p>1 この工事に主任技術者として専任配置できる者であって、建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。</p> <p>なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項第3の2に準じて、申請書等の提出期限までに問い合わせること。</p> <p>2 この公告の日以前にその他の構成員①に採用され、申請時に引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。</p> <p>3 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p>
3. その他の構成員②の要件	企業要件	資格等	<p>高知県内に主たる営業所を置く者で、建設業法第2条第1項に規定される電気工事について平成26年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、平成26年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における電気工事の格付がA等級であること。</p>
	配置技術者要件	資格等	<p>1 この工事に主任技術者として専任配置できる者であって、建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。</p> <p>なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項第3の2に準じて、申請書等の提出期限までに問い合わせること。</p> <p>2 この公告の日以前にその他の構成員②に採用され、申請時に引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。</p> <p>3 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p>

### 第3 入札日程等に関する事項

1. 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から平成26年7月7日（月）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前9時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。
	提出方法	共通事項第2の3で定める。
	掲載場所	<p>入札情報公開システム又は高知県ホームページからダウンロード。 入札情報システム</p> <p><a href="http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/">http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/</a> 高知県建設管理課ホームページ</p> <p><a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/bunya/shigoto_sangyo/nyusatsujoho/ippankyosonyusatsu/">http://www.pref.kochi.lg.jp/bunya/shigoto_sangyo/nyusatsujoho/ippankyosonyusatsu/</a></p>
2. 設計図書の閲覧方法		電子データ（PDFファイル）を貸与する。貸与を希望する者は、別添の設計図書等貸出申込書に必要事項を記入のうえ、高知県土木部建設管理課（※第6）へ持参すること。
3. 設計図書等の質疑	提出先	高知県教育委員会事務局新図書館整備課 送付アドレス E-mail: shintoshokan-seibi@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	平成26年7月11日（金）午後5時まで
	回答期限	平成26年7月18日（金）

4. 入札書の提出	入札期間	平成 26 年 7 月 8 日 (火) から平成 26 年 7 月 22 日 (火) までの電子入札システム稼働時間中(閉庁日を除く午前 9 時から午後 8 時まで)。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後 5 時までとする。
	入札方法	共通事項第 4 で定める。
5. 開札予定	日時	平成 26 年 7 月 25 日 (金) 午前 10 時 30 分から
	場所	高知県土木部建設管理課 (※第 6)
6. 追加書類 (落札候補者のみ)	提出先	高知県土木部建設管理課 (※第 6) へ持参又は郵送すること。
	提出期限	落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して 3 日目の午後 5 時まで (閉庁日は除く。)

#### 第 4 総合評価の評価基準等

総合評価における同種・類似工事の要件及び評価項目・評価基準・配点は下表のとおりとする。

##### (1) 同種・類似工事の要件

(一契約ですべての要件を満たすこと。なお、民間工事も施工実績として認める。)

評価区分	要件
企業の評価	1 平成16年度以降に、元請として完成・引渡し完了したものであること。 2 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 3 最終請負金額(税込み)が2億円以上の電気工事(建築物に係るものに限る。)であること。
配置予定技術者の評価	1 企業の評価に掲げる工事への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態については問わない。 2 従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限る。 3 従事期間が工期の半分を超えていない場合は評価対象としない。

##### (2) 企業の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の実績の有無 (平成 16 年度以降) ※評価対象から除外する工事について、(6)を参照	施工実績 3 件以上	10 点
	施工実績 2 件	5 点
	施工実績 2 件未満	0 点
直近の成績評定の最低点 (前年度実績) ※高知県発注工事に限る。	成績評定 65 点未満 無	0 点
	成績評定 65 点未満 有	- 5 点
ISO マネジメントシステム審査登録等の有無	ISO 9000 シリーズと併せて ISO14000 シリーズ又はエコアクション 21 を取得	5 点
	ISO 9000 シリーズ又は ISO14000 シリーズ若しくはエコアクション 21 のいずれかを取得	2.5 点
	ISO 認証及びエコアクション認証 未取得	0 点

地域性・社会性評価		
共同企業体代表構成員に係る地域内拠点の有無	高知県内に主たる営業所 有	10点
	県外企業で県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち従たる営業所 有	5点
	高知県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所 無	0点
合計	25点（合計点を4点に換算。）	

(3) 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の従事実績の有無 (平成16年度以降)	従事実績 3件以上	10点
	従事実績 2件	5点
	従事実績 2件未満	0点
継続学習制度（CPD）への取組 (取得単位数、有効期間：過去5年間) ・(一社) 全国土木施工管理技士会連合会 ・(公社) 日本技術士会 ・(公社) 日本建築士会連合会 ・建築設備士関係団体 CPD 協議会 ・(公社) 土木学会 【注意】専門工事について、他団体のCPDを追加する場合は、団体名を追加記載すること。	推奨単位の10分の5以上	10点
	推奨単位の10分の3以上10分の5未満	7.5点
	推奨単位の10分の1以上10分の3未満	5点
	推奨単位の10分の1未満	0点
合計	20点(合計点を4点に換算。)	

(4) 施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
品質確保の実効性	良	10点	<ul style="list-style-type: none"> <li>開札後、低入札を行った者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。</li> <li>低入札を行わなかった者にあつては、資料提出は求めず、「良」(満点)として評価する。</li> </ul>
	可	4点	
	不可	0点	
施工体制確保の確実性	良	10点	
	可	4点	
	不可	0点	
合計	20点		

(5) 施工計画の評価

評価項目	評価基準	配点	オーバースペック
施工上の課題に関する所見 品質を確保するための自主検査方法 について	特に優れた工夫がある	12点	本工事におけるオーバースペックはなし
	優れた工夫がある	8点	
	工夫がある	4点	
	適切である	0点	
合計	12点		

(6) 総合評価の評価対象から除外する工事

高知県内において発注された公共工事のうち、平成24年10月17日以降の各号のいずれかに該当することとなった工事については、当該工事の受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員及びその他の構成員）は総合評価の加算点に係る実績として申請することはできないものとし、総合評価の企業の評価項目中、「同種・類似工事の実績の有無」、「同種・類似工事の成績評定」及び「優良工事表彰の有無」に関し、評価の対象とは認めないものとする。

なお、総合評価の評価対象から除外する高知県発注工事の一覧表は、高知県土木部建設管理課のホームページに掲載しているため、参照のこと。

- ① 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反する行為により独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受けた場合において、その対象となった工事
- ② 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について独占禁止法第7条の2第18項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けた場合において、その対象となった工事
- ③ 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により公正取引委員会の排除措置命令において違反行為者として認定されたが、法人の解散等により課徴金納付命令等の名宛人となっていない場合において、公正取引委員会が発した文書を受けて違反工事が特定されたことにより不法行為に基づく損害賠償請求の対象となった工事
- ④ 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった工事

## 第5 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に電子ファイルで添付する書類)	1 一般競争入札参加資格確認申請書 (様式1) 2 企業の評価項目一覧表 (様式9) 3 配置予定技術者の評価項目一覧表 (様式10) 4 施工上の課題に関する所見 (様式13)
入札時に電子ファイルで添付する書類	工事費内訳書
追加書類 (落札候補者が提出する書類)  ※ 持参又は郵送	1 同種工事の施工実績 (様式2) 及びその挙証資料 2 配置予定技術者名簿 (様式3・代表構成員) 及びその挙証資料 3 配置予定技術者名簿 (様式4・その他構成員) 及びその挙証資料 4 配置予定技術者の重複について (様式5) (※該当する場合のみ。) 5 協定書 (様式6) 6 使用印鑑届 (様式7) 7 委任状 (様式8) 8 平成26年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 9 特定建設業許可の写し (※代表構成員についてのみ必要) 10 総合評価方式関係資料 表紙 11 様式9の挙証資料 (様式11-1を含む。) 12 様式10の挙証資料 (様式12を含む。)

## 第6 入札実施機関 (問い合わせ先)

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県土木部建設管理課契約担当  
電話 088-823-9813  
FAX 088-823-9263  
E-mail ec171301@ken.pref.kochi.lg.jp

## 第7 その他事項

- この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号)」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。
- 各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は別添共通事項で示す。この個別事項と共通事項において重複し定められた事項がある場合は、この個別事項を優先する。
- この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領 (平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知) 第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに構成員それぞれが1枚ずつ作成した同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者の構成員のうち、いずれかの者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。
- この入札の契約は、高知県契約条例 (昭和39年高知県条例第2号) 第2条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。
- 平成26年度の支払い (前金払い等) については行わない。